

豊後高田市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、豊後高田市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 会議の招集は、市長が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

- 2 会議は、市長、教育長及び教育委員会委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議は、市長が議長となり、議事進行を行う。

（意見聴取）

第3条 法第1条の4第5項の規定により、関係者又は学識経験者の意見を聴くときは、市長が出席を要請する。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ市長及び教育委員会において協議の上、市長が決定する。

（議事録の作成及び公表）

第5条 法第1条の4第7項の議事録は、会議の日程、出席者、協議・調整事項及び発言要旨を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 議事録の公表は、市ホームページにおいて行うものとする。ただし、前条の規定により会議を非公開とした場合は、公表しないことができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、市総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

参考

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋》

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。